

III. 研究員による考察

3. 高橋保子研究員による考察

はじめに

延長保育・一時保育は、いずれも保護者の特別の事情により、通常の保育所の業務内容に、さらに預かる理由の異なる条件のあるお子様達の保護を目的とした事業である。

延長保育について

利用条件に保護者の勤務形態の変化がある

フレックスタイム制の普及であったり、仕事の延長や勤務先が遠距離になって、所定時間に子ども達を引き取れない事情が起きるなど、社会の一員として活躍する保護者も多くなり、延長保育の利用人員も増加傾向にある。

また家族に異変が起こり迎えられない事態が発生するなど、各家庭が夕刻安全に子育てできる状況ではないことから、それぞれの理由で申請を求めて子ども達には有益な保育をすることを目的として事業実施をしているが、延長保育の意義や必要性は、現状から考えても保育所の使命や地域に必要な保育施設として存在することを考えると、欠かせない事業であることは言うに及ばない。

しかし、単に時間延長という視点での預かり保育では、子ども達の成長発達に支障を来す心配が大きいものと考えている。

人間は本来、太陽が昇ったら活動を開始し、太陽が沈む夕刻にはそれぞれ家庭で寛ぐ生活が健康的な営みである。夕刻は、誰もが家族のくつろいだ雰囲気の中で、心もからだも一日の疲れが癒される。自然の摂理から考えても、リラックスして翌日に備える時間帯でもある。日中一杯子ども達は集団の中で活発に遊び生活をしている。夕刻は自分では支えきれないからだの疲れや、他の子ども達の生活の音にも敏感に反応し、騒音に聞こえてしまいトラブルになるなど、延長保育を必要とする子ども達のことを考えると、その保育環境づくりには細心の配慮が必要になる。

一つの例として、延長保育利用児の食生活をあげてみよう 18時以降の空腹感に対応するための軽食の考え方、帰宅後に保護者とともに夕食を食べる考えが根底にあつての一時しのぎという発想であろうが、心身共に健康に育てる観点からは疑問である。

食事は、規則正しく食欲のあるときに心地よく食べることにより、栄養価も摂取され健康なからだづくりが保障されるものであるが、仮に朝7時頃家庭で朝食をとる。

昼は保育所で12時頃給食を食べる。3時のおやつにどんな食品が配備されているのか、軽なお菓子程度がおおかたであろう。さらに補食となると、延長を利用する子ども達は、心身の発達に必要な栄養素が必要なときに補給されているのであろうかと案じられてならない。

勿論、補食の発想は保護者が用意する夕食を、家族と一緒に食べることを想定した

ものであろうが、子ども達の成長発達を促すものは、一日の遊びと食事が十分に配慮されていて、心から食べることを楽しみ、成長することとの関連が理解されて始めて、意味をなすものであると考えている。

空腹は生態リズムによるものである。勿論、遊びの内容やからだの使い方にもよるが、生涯を健康に生きるための健康なからだづくりの時期である乳幼児の、望ましい食生活の考え方から考えると、現状の延長保育児の食事の在り方は中途半端で、内臓の働きである消化吸収の関連からは問題が多く潜んでいるものと考えている。

おやつ・軽食の食材に、必要な栄養源や手作りの食事が提供されていれば案ずることはないが、昼食後夕食までの間に 2 度も市販されているお菓子類が使用されている場合は最悪のケースであり、幼児期からの生活習慣病を連想させる食材が多く含まれているところにも問題がある。

空腹をしのぐ意味であっても食欲を満たし発達期を考慮した食事を用意するなどの、延長保育計画には育ち盛りの子どもの 24 時間を総合的に配慮した計画であってほしいものである。

楽しく食べながら保護者を待つ子どもは、心の負担も軽くすむようである。食べ終えてからの遊びにも心のゆとりを見せる。情緒的な落ち着きは、異年齢児との関わりなどで、年少児を優しく労わる姿に見ることができる。

人材についても、子ども達の体力や疲れ具合を敏感に感じ取れる保育士の配置が必要になる。本来、健康的な子どもは体力の限界まで遊びに没頭するものであり、夕刻であろうと、自分の体力に関係なく用意された遊びに挑戦することがある。

日中精一杯遊んだ子どもは疲れていることが多く、危険に対する瞬時の判断や防御力も鈍くなっているなど、自ら身を守る自制力が減少している時間帯であること。

さらに精神的な疲労度は、チョットとからだに触れた程度でもトラブル化するなどの、子ども達の言動も敏感に受け止められる上に、穏やかな雰囲気には転換させられる質の高い保育実践が求められるなど、保育士の配置には十分な人材への配慮が欠かせない。保育室の設定には、家庭的な雰囲気を用意するよう指導書にもあるが、特に安全第一に努め、遊び道具も休養を考えた静かな遊びを誘発する道具を用意するなど、単調な預かり保育をさけて、一人ひとりの子どもの生活全般から、心理的な状況を熟知できる保育士が求められるであろう。

方法として、子ども達のために日々延長保育を担当する保育士を代えない、専任制も運営の工夫によって可能と考えられる、プラス短時間労働の保育士の配置であれば、日々遅くなる保護者も安心できるようである。

まとめ

長時間保育された子どもは、結果的に体力がない、落ち着きがない、情緒的にも不安定である、集中力や思考力も心配であるなどの声があるとしたら、子ども達は育つ権利を阻害された姿であると考えざるを得ない、不平等である。大人の姿勢には、時

には自分勝手あるいは我儘などの印象を与える姿もみられるが、そのことは子ども達の育ちとは別の問題である。目の前の子ども達は成長発達期にあること、保育所は一人ひとりの子どもをしっかりと育てるところに魅力があることなどを延長保育実践の基本に据えて、理屈抜きで奔走して地域の子どもの将来を見通した保育実践を期待したい。私たち保育者が今、手を抜いては、自信を持って育てて来たとは言えない、保育所の本来の使命感にも疑問が残るものと考えている。

一時保育について

保育所の入所基準に、保護者の労働日は週3日以上という枠がある。労働日3日以内の保護者は入所条件の対象にならないこと。また、各家庭における育児能力の低下も問題視されて、母親のリフレッシュが目的であっても一時保育を利用できるよう保育所の利用範囲を拡大し、若い親達を支えることを目的に整備された制度である。

はじめに

預かる側の保育所にとっては、時代の求める制度であることや、地域に欠かせない育児資源として定着する意味もあって、積極的に一時保育事業を進める必要はある。

しかし、保育所が最も軽視してはならない視点は、子育て支援の一環としての事業であることを忘れてはならない。母親を支えるとは言え保育所で生活するのは子ども達である。預かる子どもの発達発育具合や、発育上気になる部分など保育士の観察眼をしっかりと働かせるなど、事業目的を曖昧にしない面接時の心がけが重要になる。

面接と預かる要因の明確化

利用制度を開設した時点から、利用方法や利用条件あるいは手続き費用など、市内全域に市報で知らせたり、問い合わせに答える資料など用意したことがあるが、利用したい保護者は突然現れて、自分の都合を前面に出して一時保育が必要であることを訴えるケースが少なくない。子どもの健康状態はもちろん発達具合や好きな遊びなど、預かる保育所側では最低限安全に、楽しい時間が維持できるよう状況把握が重要になるが、子どもの状況や利用する理由にも拘らない態度がみられる。

家庭という小集団の中で精一杯自分の生活を模索していたのであろうから、母親支援の視点で丁寧に事情を聴くよう努める必要があるが、一方的に自己主張するケースもあるので、預かるのは子どもであること、その子どもが健康な状態で安全に保育所で生活することが、第一条件になることなどをしっかり伝えて、保護者自身の都合も理解したいが、命を預かる意味や子どもの成長発達の大切さをしっかり話して、これから先利用していこうとする人達に親としての姿勢や、子ども達との付き合いの楽しさなどを、具体的に伝えるよう、面接時には時間をかけて理解を深める努力が必要になる。また、面接の段階で異様な母子関係を発見することもある。母親の関わり方によるものではないかと考えられる子どもの姿や、子ども自身が問題を抱えているのかもしれないと感じられる場合など、穏やかに心身共に健康的に育っている子ども達の

姿とは何処か異なる様相が見られる場合もある。保護者の一時保育利用条件やその後の生活状態によっては、行政の窓口とも連携を取り、児童保護の視点で保育所の利用手続きを勧めるなど、児童の健全育成に努めなければならない事態も発生することがある。育児能力の荒廃が問題視される中で、一時保育の必要性を保育士として問うならば、これらの実態を整備する意味で、貴重な実践活動であると述べておきたい。実践現場ではすべての子ども達を支援する意味で、必要に応じて個別の観察眼が求められている時代とも言えよう。育児の専門集団として地域に根ざす保育所の有り様も問われる時代でもある。

一時保育という小さな窓口からも、最先端の保育士の感性によって、広く地域内の育児状況を感じる手立てにもなるようである。

保育方法と利用児の年齢

一時保育の保育形態もいろいろある

一時保育児のみの集団で、一般の保育園児とは保育室も異なり、遊びや生活もすべて別の形態で運営されている方法、一時保育担当の保育士と一時保育利用児のみの集団で、保護者が迎える時間まで生活する方法である。

一方、各年齢に応じて保育園児とともに、保育所の保育計画の中で遊び生活をしている保育所もあるなど、預かる方法もまちまちであるが、それぞれの理念があって実施されているものである。子ども達に最善の保育環境を整えて、子育て支援の一環として誇れる実践があるものと思われる。

利用児の年齢について、比較的ゼロ歳児から2歳児までの子ども達が大半で、年間利用数の87%になる実績がある。異年齢集団で保育室も制限がある場合などは、小さい子ども達の発達を考慮するなどの、日々の保育現場では遊び用具の確保や安全に遊ばせる方法などにも苦勞も絶えないであろうことがうかがえる。

また、各年齢ごと、保育室に日々の利用児が同居する方法には、子ども達の発達期に合う保育環境が整備されていると言う点では、子ども達個々が自然に遊びに参加しやすい好条件になる。しかし、保育士の活動範囲が広がり、各保育室への観察や、一般保育士の協力姿勢が必要となるので、保育士間の理解と連携が大きく求められる。

利用件数が少ない日には、同じ年齢が複数いるクラスの担当者は落ち着いていられるが、一日に8名9名と異年齢児が利用するときは、通常の保育士の支援活動精神が、大きく保育所全般を支えているということになる。

おわりに

延長保育・一時保育に関する調査で北陸のある施設を訪問した。延長保育も少数ではあるが深夜1時を過ぎる場合もある。そんな状況にあって大変印象深く、力強い言葉を伺うことができた。「制度があろうと無かろうと、目の前に必要とする子どもがいれば預からなければならない」と最も当然のここのようにおっしゃられた。

人間愛や慈悲の心が施設の運営にしっかりと根付いた、必要があれば即決できる民

間施設の誇れる実践であろうと、地域から愛される施設の先駆的な保育ぶりを見せて頂いた。運営上、苦慮する部分はその質問には、深夜の勤務を職員に依頼するとき、午前の勤務で一旦家に帰り、苦情はないが夜間のために再出勤してもらうことが気がかりと話されたが、施設内の雰囲気からは平穏無事な暖かさがあり、微塵もそのような心配は感じられなかった。この施設のように延長保育・一時保育は直接の担当者は勿論であるが、保育所の全職員が地域のなかでの保育資源として、保育士各自が保育所の存続も含めて地域に存在感を定着させていることと、保育士の役割に幅を持たせた新しい発想での保育所運営であることなど、私も保育所経営者の一員として大いに学ばせて頂いた。